

令和5年6月28日
事務連絡

各都道府県・市町村 生活困窮者自立支援制度担当課（室） 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

令和5年度住まいの困りごと相談窓口「すまこま。」について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につき、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

近年、住まいに課題を抱える生活困窮者として、路上等で生活するホームレスのほか、終夜営業店舗や知人宅等で寝泊まりする等の不安定な居住環境にある者（以下「不安定居住者」という。）が一定数存在することが確認されています。こうした不安定居住者については、安定した住居の確保等に向けて、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業等の支援や居住支援法人が実施する支援等につなげることが重要です。

このため、厚生労働省では、不安定居住者からの相談を速やかに自立相談支援機関等へつなげ、安定した住まいの確保を図ることを目的として、不安定居住者の方に対する支援情報サイトを開設するとともに、電話やメールによる総合相談窓口（通称「すまこま。」）を設置し、各支援策の情報提供や地域の相談窓口等の案内を行っております。また、令和3年7月21日付け当室事務連絡において御協力をお願いしているとおり、不安定居住者から住まいの相談が「すまこま。」に寄せられた場合は、不安定居住者の居住地を管轄する自立相談支援機関へ連絡させていただくこととしております。

今年度の「すまこま。」は下記のとおり実施します。各都道府県・市町村におかれては、管内の自立相談支援機関に対し、「すまこま。」から自立相談支援機関に連絡があった際には、各自治体における一時生活支援事業の実施の有無に関わらず、まずは不安定居住者本人から丁寧に状況を聞き、相談支援を行った上で、必要に応じて住居確保給付金を案内する、居住支援法人へつなぐ等の本人の状況に合わせた支援を実施していただきたい旨、周知してまいりますようお願いいたします。

記

○令和5年度「すまこま。」について

実施主体：厚生労働省
（委託先：ランゲート株式会社）
相談体制：職員2名（専任）配置
受付方法：フリーダイヤル、メール
開設日時：月23日程度（月～金及び土・祝日のうち月3日）
9：00～18：00
フリーダイヤル：0120-884-335
メール相談（アドレス）：sumakoma@mb.langate.co.jp
支援情報サイト URL：<http://sumakoma.mhlw.go.jp/>

以上